

運輸安全マネジメントの 取り組みについて

（運輸安全報告書）

令和4年7月5日
北紋バス株式会社
代表取締役社長 神 良雄

1. 基本方針

- × 公共交通機関として、輸送の安全を第一に考え、「経営のトップ」が先頭に立ち、全ての従業員が安心・安全が最も重要であることを認識した上で取り組んで参ります。

2. 輸送の安全に関わる目標

- × 「お客様の安全」を最優先に考えると共に常に輸送の原点に立ち返り、安全確保に努める
- × 全従業員が、無事故・無違反に努める。
- × お客様サービスを充実させ安心・安全をお客様に提供することに努める。
- × 輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

3. 安全対策の実施要領

再認識

- 乗務員教育による安全確保の再認識
- 当社独自の「安全七則」の徹底
- 毎月月初に掲げる「安全重点項目」の徹底

教育

- 乗務員教育で事故事例や実際のドライブレコーダーの映像を使った教育
- 外部講師を招いた安全講習会の実施（紋別警察署等と連携）
- 車両装着されたドライブレコーダーのデータからの乗務指導の実施

輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 事故に関する統計

- × 行政処分を受けた内容及び講じた措置等
 - + なし
- × 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - + 令和3年度 実績 0件
 - + 令和4年度 目標 0件
- × 事故防止にかかわる目標
 - + 重大事故 令和4年度目標 0件 令和3年度実績 0件
 - + 人身事故 令和4年度目標 0件 令和3年度実績 1件
 - + (内、有責事故 令和4年度目標 0件 実績 0件)
 - + 物損事故 令和4年度目標 3件 令和3年度実績 6件 (50%削減)
 - + (内、有責事故 令和4年度目標 0件 実績 5件)

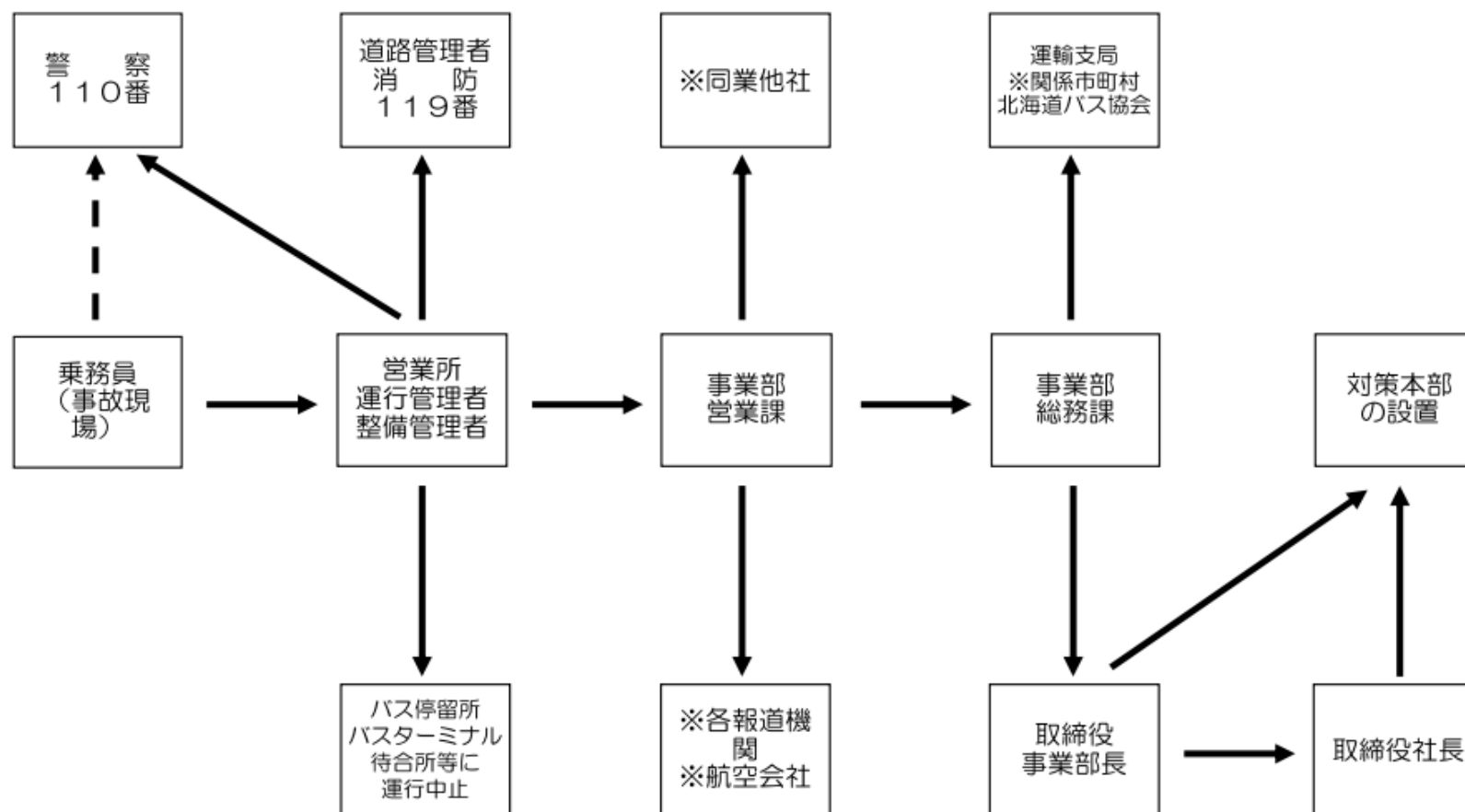
※年度については、4月1日から3月31日まで

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- × 輸送の安全のために講じた措置（令和3年度）
 - ・ 確実な点呼の実施
 - ・ アルコール検知器を使用した検査
 - ・ ICチップの利用した運転免許証の所持・有効期限の確認
 - ・ 不正薬物の不定期検査の実施
 - ・ ドライブレコーダーの全車装備
 - ・ ASV（先進安全自動車）の導入・更新
 - ・ セーフティラリーへの参加
- × 輸送の安全のために講じようとする措置
 - ・ 昨年度実施した措置の継続を行い
また状況に応じて改善を行っていきます。

輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

重大交通事故、異常気象、地震、崩落災害及びバスジャック等運行上に異常事態が発生した場合は、下記連絡体制区に基づき速やかに関係箇所（機関）に報告すること。



※印は、①交通障害が半日以上続くと予想されるとき ②極めて多くの利用者に影響を与えると見込まれる場合のみ

輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

乗務員指導教育 令和4年度計画

※新型コロナウイルスの影響を鑑み、会議や講習については感染対策を行った上で、柔軟な対応を行う

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事故防止等取組項目	○春の全国交通安全運動について	○行楽シーズンでの交通事故防止月間		○夏の全国交通安全運動について	○行楽シーズンでの交通事故防止月間	○秋の全国交通安全運動について	○日没事故防止月間実施	○冬の全国交通安全運動について	○年末・年始輸送安全総点検について ○北紋バス安全運転宣言		○異常気象での事故防止月間	
主な教育内容	○役職者会議 ○安全講習(全従業員) ○春の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ○内部監査(前年度評価) ○事故防止対策委員会	○役職者会議 ○健康診断(高齢運転者)	○役職者会議 ○夏の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ○運行管理者講習	○役職者会議 ○秋の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ○事故防止対策委員会 ○懇談会	○役職者会議 ○健康診断(全従業員) ○冬の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ○安全講習(全従業員) ○紋別警察署交通課 冬道での自動車の特性	○役職者会議 ○適性診断	○役職者会議 ○冬道安全講習 ○サロマテストコース	○役職者会議 ○火災車両対策実施訓練 ○適性診断による個人面談
貸切バス教育	○事業用自動車を運転する場合の心構え ○事業用自動車の運行の安全を確保するための基本的事項(道路交通法を初めとする遵守すべき法令) ○事業用自動車の構造上の特性(車高・視野・死角・内輪差・制動距離等に関する事項(実車使用))							○乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ○営業区域における道路及び交通の状況 ○危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ○運転者の運転適性に応じた安全運転		○交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法 ○健康管理の重要性 ○安全性の向上を図るための装置を備える 事業用自動車の適切な運転方法(2月を除く)		
○ドライブレコーダーの記録を活用した安全運転の指導(運転者の運転特性に応じた安全運転及びヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有)												

輸送の安全に係る内部監査の結果並びに それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和4年5月23日に令和3年度分の内部監査を実施いたしました。
監査内容については、基本方針にもあります輸送の安全を第一に考える方針に基づき、経営トップ、安全統括責任者に対する安全に関する確認、また運行管理責任者に対する安全に関する関係法令や規程などの遵守が適切に実施をされているか確認しました。その結果、安全に対する管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることを把握しました。

安全統括管理者について

安全管理規程について

- ・ 安全統括管理者は下記の者を選任しております

常務取締役 大島 喜隆

- ・ 安全管理規程について

別紙にて添付しておりますので、ご確認下さい。